

私の企業法・漁業法研究 —鹿児島大学最終講義—

田 平 紀 男

- 1 はじめに
- 2 研究の出発点
- 3 鹿児島大学着任後の研究と教育
- 4 企業法研究と漁業法研究
- 5 おわりに

1 はじめに

この時間は、「企業組織法」（会社法各論）の授業時間ではありますが、この講義が私の鹿児島大学における最終講義となるため、題目を「私の企業法・漁業法研究」として、私のささやかな研究を振り返る機会とさせていただきます。「企業組織法」の学習にとっても参考になることを願っています。

2 研究の出発点

（1）法学部学生時代（1963年4月～1967年3月）

私は1963年4月、立命館大学法学部に入学しました。末川博先生が総長でした。入学後まもなく、立命館大学民科法律学生会（正確には「民主主義科学者協会法律部会立命館大学学生会」という。）に入会しました。立命館大学民科法律学生会は1953年6月、創立されました⁽¹⁾。日本の科学者団体である民主主義科学者協会（民科）は敗戦後まもない1946年1月、法学研究者の全国学会である民主主義科学者協会法律部会（民科法律部会）は1957年10月、発足しました⁽²⁾。立命館大学民科法律学生会は学生民科、民科法律部会は親民科と呼ばれていました。学生民科の機関誌「法の科学」は、発足後しばらくして

創刊されたようですが、親民科の機関誌は1989年、創刊されました。親民科の機関誌名も「法の科学」であり、親民科が学生民科の機関誌名を使うことになりました⁽³⁾。

立命館大学民科法律学生部会は、法学系サークルの一つであり、「法を科学的に学ぼう！ 国民のための法と法学の確立を！」をスローガンにしていました。法学を、解釈学としてだけでなく社会科学の一分野として学習しよう、という意味に理解しました。学習会は、新入生中心の基礎法部会、上級生中心の専門法部会がありました。基礎法部会のテキストは、渡辺洋三『法というものの考え方』などでした。模擬裁判で、恵庭事件を取り上げました。恵庭事件とは、北海道恵庭町(現恵庭市)の住民が自衛隊法121条違反に問われた刑事事件です。社会情勢に敏感に反応し、学友会が呼びかける集会やデモ行進に、積極的に参加しました。

学生民科での学習や実践の中で、商法・経済法に興味を持つようになりました。演習(ゼミ)は、富山康吉教授の「商法A」を受講しました。演習ではテキストとして、我妻栄『近代法における債権の優越的地位』が使用されました。学期末にレポートを提出しました。題目は、『『社会的性質』と『社会化』—近代的所有権の矛盾に関する一考察—』です。このレポートは、論文として立命館法学別冊に掲載されました⁽⁴⁾。

(2) 大学院学生時代(1967年4月～1970年3月)

1967年4月、立命館大学大学院法学研究科修士課程に入学しました。指導教授は、松岡正美教授です。私が大学院に入学するとき、富山教授は、立命館大学産業社会学部に移っておられました。

1967年、民科法律部会の研究会や学会に参加するようになりました。特に、京都の大学の大学院生、助手を中心とする京都民科法律若手研究会は、楽しく、有意義な研究会でした。

1967年度、立命館大学大学院生協議会(大学院生の自治会)の執行委員となり、委員長を務めました。京都市で1967年11月、全院協(全国大学院生協議会)11月集会が開催されました。

1968年、1969年、立命館大学は「学園紛争」の中にありました。民科法律部

会は1969年、京都市で、関西民科法律学校を開催しました。この学校は、民科法律部会の会員を講師とする連続講義であり、京都民科法律若手研究会のメンバーが中心となって準備しました。午前中に講義を行い、午後、講義内容を参加者が相互に深めあうシンポジウムを行いました。私は、宮坂富之助氏による講義「現代資本主義と経済法」のためのワーキング・グループに属し、のちに法学セミナーに掲載された「討論のまとめ」を執筆しました⁽⁵⁾。

1969年には、富山先生主宰の関西経済法研究会が開催されており、参加しました。

1969年度末、修士論文を提出しました。題目は、『自己金融』の法的考察—西ドイツ新株式会社法における規制を中心として—です。この論文は、立命館法学に掲載されました⁽⁶⁾。

3 鹿児島大学着任後の研究と教育

(1) 法文学部法学科時代 (1970年4月～1973年3月)

1970年4月、鹿児島大学法文学部に着任し、法学科に所属することになりました。法学科には、萩野芳夫先生がおられました。先生は、民科法律部会の会員でした。萩野先生と相談しながら、同時に着任した清水征樹氏と協力して、法理論研究会を発足させました。

九州大学産業法研究会に入会しました。

1971年3月頃、青法協（青年法律家協会）鹿児島支部が設立され、会員となりました。

1972年4月から9月まで、京都大学法学部において内地研究を行いました。京都大学商法研究会に入会しました。

(2) 水産学部時代 (1973年4月～2003年9月)

1973年4月から2003年9月まで、鹿児島大学水産学部に勤務しました。漁業法、水産業協同組合法および商法の研究と教育を行いました。漁業調査（漁村調査）、乗船実習などのフィールドワークを通じて、漁業や漁村の実態に接することができました。漁業権特に共同漁業権が、私の研究テーマとなりました。

1977年12月、漁業権に関する初めての「論文」を発表しました。題目は、「漁業権放棄について」です。これは、鹿児島大学水産学部紀要に掲載されました⁽⁷⁾。

1986年4月から1987年3月まで、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)ミュンスター大学において在外研究を行いました。鹿児島県育英財団海外留学生としてであり、研究題目は「西ドイツにおける株式会社法及び協同組合法の研究」でした。1994年5月から9月まで、ドイツ連邦共和国ミュンスター大学、フランス共和国パリ第1大学において在外研究を行いました。文部省在外研究員としてであり、研究題目は「ドイツ、フランスにおける会社法及び協同組合法の研究」でした。これらの在外研究では、協同組合法とあわせて漁業法の研究も行いました。

水産学部時代の最後の時期である2003年8月、民科法律部会機関誌に共同漁業権に関する私の論文「共同漁業権の入会権的性質」が掲載されました⁽⁸⁾。

(3) 法文学部法政策学科時代(2003年10月～2007年3月)

2003年10月から2007年3月まで、再び鹿児島大学法文学部に勤務しました。法政策学科に所属しました。商法を担当しました。2004年4月、国立大学法人鹿児島大学がスタートしました。大学院司法政策研究科(法科大学院)もスタートしました。国立大学法人化後、退職するまでの3年間は、多忙でした。

2004年3月、私の論文「漁業入会団体を規制する立法」が、立命館法学に掲載されました⁽⁹⁾。2007年3月、私の論文「株式会社の自己金融と会社法」が、鹿児島大学法学論集に掲載されました⁽¹⁰⁾。

4 企業法研究と漁業法研究

(1) 企業法研究

2, 3で見たように、私の企業法研究の中心題目は、自己金融です。自己金融とは、企業がその利益を内部(社内)に留保して、これを自己の投資資金として利用することです。それは、株式会社の金融でありながら、資本市場を媒介としない金融であり、少なくとも直接的には株式による金融ではありません。自己金融は、内部金融の別名を持ちます。外部金融・内部金融とは、資本の調

達源泉が企業の外部にあるか内部にあるかによる区分です。財務省は平成18(2006)年9月4日、「年次別法人企業統計調査」(平成17年度)結果を報道発表し、『報道発表(年次別調査)』として財務省ホームページに掲載しました⁽¹¹⁾。『報道発表』によりますと、利益処分における内部留保の構成比は平成15年度以降増大しています。資金調達における外部調達の構成比は平成13年度以降、つねにマイナスであり、内部調達の構成比はつねにプラスです。

自己金融については、若干の論文等を1970年から1983年まで、および2007年に発表しました⁽¹²⁾。1986年4月から1987年3月までのドイツ連邦共和国(西ドイツ)における在外研究期間に、自己金融規制に関するドイツ株式法(1965)の資料収集を行いました。ドイツ株式法(1965)の立法過程において、自己金融の評価をめぐって活発な立法論が展開され、それを反映した立法がなされていたからです。

上述の在外研究期間と1994年5月からのドイツ連邦共和国における在外研究期間には、ドイツの協同組合企業の訪問調査や資料収集も行いました。

(2) 漁業法研究

3の(2)で見たように、私の漁業法研究の中心題目は、漁業権特に共同漁業権です。漁業権の研究は、水産学部勤務を始めた1973年から現在まで続いています。

漁業権に関して初めて書いた拙稿「漁業権放棄について」⁽¹³⁾では、白杵市埋立免許事件控訴審判決(福岡高判,同決昭48.10.19)を扱っています。当時、大規模な臨海工業団地を造成するために海面の埋立がなされていましたが、埋立の対象となるのは沿岸部の海面であり、そこは、沿岸・漁家漁業＝漁業権漁業の漁場です。漁業権漁業は、埋立によって漁場の喪失＝漁業権の消滅という直接的な影響を受けます。公有水面埋立法は埋立免許要件の一つとして、「その公有水面に関し権利を有する者埋立に同意したるとき」と規定していましたが、「その公有水面に関し権利を有する者」(権利者)の主なものもは漁業権者特に共同漁業権者でした。上述の判決は、共同漁業権の入会権的性質について判示しており、漁業権の研究を始めようとしていた私にとって、たいへん参考になるものでした。

漁業権については、論文等を最近まで発表しています⁽¹⁴⁾。水産学部勤務になる前に鹿児島県の新大隅開発計画が発表され、水産学部に勤務するようになってから開発計画具体化のために志布志湾の一部埋立計画が出され、住民や漁民の反対運動が起こりました。漁民は、漁業法上、共同漁業権の帰属主体である漁業協同組合を中心に反対運動を展開しました。鹿児島県知事の埋立免許がなされてからは、公有水面埋立免許取消請求事件として裁判闘争になりました。その後、漁業補償金支払い差止め請求事件の裁判もありました。これらの裁判は、私の漁業法研究の方法に影響を及ぼしました。

前述のドイツ連邦共和国における在外研究期間には、ドイツの漁業協同組合の訪問調査や資料収集も行いました。フランス共和国における在外研究期間には、フランスの漁業関係団体の訪問調査や資料収集も行いました。

(3) 企業法研究と漁業法研究の関係

2の(1)で述べたように、私は、学生民科での学習や実践の中で、商法・経済法に興味を持つようになりました。富山ゼミレポートである最初の論文⁽¹⁵⁾は、近代的所有権の矛盾に関するものですが、所有形態の「社会化」としての株式会社についても述べています。富山教授は、自己金融について、「自己金融が行われる段階では、企業を支配する資本は、企業をして、株主＝私的所有者から離れた資本調達をなさしめ、一見、私的所有から遊離したかにみえる会社自体の所有という、所有の『社会化』の外形をつくり出してゆく」と述べています⁽¹⁶⁾。

私は、「共同漁業権の入会権的性質が、沿岸漁業管理にとって有効である」と述べています⁽¹⁷⁾。入会権は、所有形態としては総有の性質を有します。

私は、企業法研究、漁業法研究において、「所有形態の発展と法」の問題を研究してきたようです。

5 おわりに

私は、2の(1)で述べたように、立命館大学民科法律学生会のスローガン「法を科学的に学ぼう！ 国民のための法と法学の確立を！」を、法学を解

積学としてだけでなく社会科学の一分野として学習しよう、という意味に理解しました。この理解は、間違っていなかったと思います。

ご清聴ありがとうございました。

注

- (1) 立命館大学民科法律学生部会・法の科学 50周年記念号(2005) 8頁。
- (2) 発足年月は、民科につき立命館大学民科法律学生部会・前掲注(1) 8頁, 民科法律部会につき同部会規約参照。
- (3) 畑中和夫『法の科学』創刊記 立命館大学民科法律学生部会・前掲注(1) 1-2頁。
- (4) 拙稿『『社会的性質』と『社会化』—近代的所有権の矛盾に関する一考察— 立命館法学別冊14号(1967) 19-44頁。
- (5) 拙稿「討論のまとめ」法学セミナー165号(1969) 67-68頁。
- (6) 拙稿『『自己金融』の法的考察—西ドイツ新株式法における規制を中心として— 立命館法学85号(1970) 237-288頁。
- (7) 拙稿「漁業権放棄について」鹿児島大学水産学部紀要26巻(1977) 205-213頁。
- (8) 拙稿「共同漁業権の入会権的性質」法の科学33号(2003) 147-159頁。
- (9) 拙稿「漁業入会団体を規制する立法」立命館法学292号(2004) 185-208頁。
- (10) 拙稿「株式会社の自己金融と会社法」鹿児島大学法学論集41巻2号(2007) 69-77頁。
- (11) 拙稿・前掲注(10)「株式会社の自己金融と会社法」70-71頁, 76頁参照。
- (12) 本文で言及しているものを含む自己金融に関する論文等や, 直接自己金融に関しない企業法研究の業績は, 鹿児島大学法学論集42巻1・2合併号(2008) 14頁以下に題名が掲載されている。
- (13) 拙稿・前掲注(7)「漁業権放棄について」。
- (14) 本文で言及しているものを含む漁業権に関する論文等や, 直接漁業権に関しない漁業法研究の業績は, 鹿児島大学法学論集42巻1・2合併号(2008) 14頁以下に題名が掲載されている。
- (15) 拙稿・前掲注(4)『『社会的性質』と『社会化』』。
- (16) 富山康吉「独占資本と法の理論」渡辺洋三編『現代法と経済(岩波講座 現代法7)』

(岩波書店, 1966) 80-81頁。

(17) 拙稿・前掲注(8)「共同漁業権の入会権的性質」156頁。

〈付記〉

私は2007年1月25日(木)10時30分から、鹿児島大学法文学部103号教室において最終講義を行いました。題目は「私の企業法・漁業法研究」です。録音しなかったため、講義を再現することはできません。当日、講義の項目と順序を書いたA4判1枚のレジユメを配付しました。本稿は、そのレジユメと私の記憶に基づき、講義を要約したものです。講義で述べたことを省略したり、述べなかったことを補足したりしています。